

平成26年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、平成26年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

約3,490億円（前年度8月期比 354億円減（9.1%減））

* 5月～7月の地方法人特別税（国税）収入額の全額

4 譲与日

平成26年8月29日（金）

5 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	1/2 人口 1/2 従業者数 <small>※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）</small>
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成25年度譲与実績	19,803億円
平成26年度地財計画	21,829億円

《注》 交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

(案)

総 税 企 第 号

平成 26 年 8 月 29 日

〈各都道府県知事〉

あて

殿

総 務 大 臣

地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 20 年法律第 25 号）第 34 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

平成 26 年 8 月 29 日

地方法人特別譲与税譲与金

〈別添のとおり〉

千円

↑額は出力

平成26年度8月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	13,842,708
青森	3,390,457
岩手	3,326,767
宮城	6,007,888
秋田	2,719,030
山形	2,975,581
福島	5,125,337
茨城	7,479,453
栃木	5,176,727
群馬	5,220,706
埼玉	16,672,060
千葉県	14,130,419
東京都	58,953,794
神奈川県	21,500,912
新潟	6,171,363
富山	2,942,627
石川	3,129,237
福井	2,158,455
山梨	2,216,195
長野	5,594,839
岐阜	5,324,398
静岡県	9,992,259
愛知県	20,201,290
三重	4,772,791
滋賀	3,588,399
京都	6,773,084
大阪	24,433,986
兵庫県	13,708,921
奈良	3,132,092
和歌山	2,441,848
鳥取	1,476,570
島根	1,842,163
岡山	4,910,947
広島	7,515,018
山口	3,663,213
徳島	1,949,575
香川	2,597,369
愛媛	3,584,512
高知	1,861,704
福岡	12,979,099
佐賀	2,144,862
長崎	3,496,428
熊本	4,443,727
大分	3,020,986
宮崎	2,806,886
鹿児島	4,212,823
沖縄	3,347,295
合計	348,956,800

地方法人特別譲与税の算定の仕組み

$$\left(\begin{array}{c} \text{地 方 法 人} \\ \text{特 別 税} \\ \text{収 入 額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{財 源 超} \\ \text{過 団 体} \\ \text{調 整 額} \end{array} \right) \times \left\{ \begin{array}{c} 1/2 \text{ 人 口} \\ 1/2 \text{ 従 業 者 数} \end{array} \right\} = \text{譲 与 額}$$

* 1 * 2

- * 1 財源超過団体調整額とは、財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。
- * 2 財源超過額調整団体にあつては、上記算定式により算出された譲与額に、当該団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額を譲与する。
 平成26年度における財源超過調整団体(平成25年度において普通交付税の算定に用いられる基準財政収入額が需要額を上回った団体で、個別財源超過団体調整額が発生する団体)は、東京都のみである。

【東京都における個別財源超過団体調整額の算定】

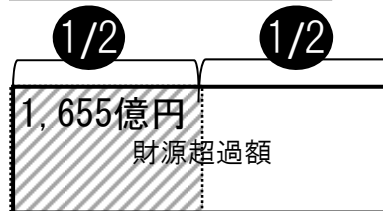
税率の引下げがない場合の法人事業税の収入見込額	11,255億円
-------------------------	----------

税率引下げ後の 法人事業税の収入見込額	6,157億円	減収となる法人事業税収	5,098億円
------------------------	---------	-------------	---------

事業税等減収見込額
(網かけ部)



調整財源超過額
(網かけ部)



3,309億円

個別財源超過団体調整額

(上限：事業税等減収見込額 × 1/2)

668億円

= 事業税等減収見込額 - 調整財源超過額

2,323億円

1,655億円

地方法人特別税・譲与税による影響額

▼平成26年度分

(単位：億円)

▼平成25年度

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B				影響額 B - A	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	影響額 B - A
		5月	8月	11月	2月				
北海道	103	186	48	138		586	801	215	
青森県	19	46	12	34		128	196	68	
岩手県	28	45	12	33		131	193	62	
宮城県	174	81	21	60		263	348	84	
秋田県	13	37	9	27		95	157	62	
山形県	21	40	10	30		104	172	68	
福島県	64	69	18	51		322	297	▲ 25	
茨城県	75	101	26	75		407	433	26	
* 栃木県	112	70	18	52		301	300	▲ 1	
群馬県	59	70	18	52		275	302	28	
埼玉県	407	225	58	167		687	965	278	
千葉県	112	190	49	141		698	818	120	
* 東京都	862	903	314	590		4,921	3,014	▲ 1,906	
神奈川県	211	290	75	215		1,172	1,245	73	
新潟県	67	83	21	62		349	357	9	
富山県	48	40	10	29		142	170	29	
石川県	33	42	11	31		182	181	▲ 0	
福井県	27	29	7	22		139	125	▲ 14	
* 山梨県	11	30	8	22		132	128	▲ 4	
長野県	43	75	19	56		251	324	73	
岐阜県	83	72	18	53		252	308	56	
* 静岡県	158	135	35	100		631	578	▲ 52	
* 愛知県	333	272	70	202		1,444	1,169	▲ 275	
* 三重県	181	64	17	48		273	276	3	
* 滋賀県	50	48	12	36		208	208	▲ 0	
京都府	60	91	23	68		312	392	80	
* 大阪府	333	329	85	244		1,635	1,414	▲ 221	
兵庫県	177	185	48	137		585	794	209	
奈良県	20	42	11	31		87	181	94	
和歌山県	36	33	8	24		85	141	56	
鳥取県	11	20	5	15		58	85	28	
島根県	19	25	6	18		81	107	25	
岡山県	45	66	17	49		248	284	37	
広島県	151	101	26	75		366	435	69	
山口県	44	49	13	37		204	212	8	
徳島県	29	26	7	19		122	113	▲ 9	
香川県	48	35	9	26		173	150	▲ 22	
愛媛県	53	48	12	36		189	208	18	
高知県	17	25	6	19		56	108	52	
福岡県	226	175	45	130		654	751	98	
佐賀県	21	29	7	21		106	124	18	
長崎県	20	47	12	35		114	202	89	
熊本県	102	60	15	44		152	257	106	
大分県	27	41	10	30		118	175	57	
宮崎県	20	38	10	28		97	162	66	
鹿児島県	29	57	15	42		143	244	101	
沖縄県	24	45	12	33		129	194	65	
合計	4,809	4,809	1,319	3,490		19,803	19,803	0	

* 印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

※四捨五入により計が一致しないところがある。